利付国庫債券（十年）（第三百二十一回）	一・〇％	平成三十四年三月二十日	百二十三億円	
利付国庫債券（十年）（第三百二十三回）	〇・九％	平成三十四年六月二十日	三十二億円	
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）	〇・六％	平成三十五年三月二十日	七百億円	
利付国庫債券（二十年）（第五十二回）	二・一％	平成三十三年九月二十一日	七十億円	
利付国庫債券（二十年）（第八十八回）	二・三％	平成三十八年六月二十日	百二十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十回）	二・二％	平成三十八年九月二十日	九億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十二回）	二・一％	平成三十八年十二月二十日	五百九十八億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十三回）	二・〇％	平成三十九年三月二十日	五十四億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	二百二十三億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十五回）	二・三％	平成三十九年六月二十日	百二十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十六回）	二・一％	平成三十九年六月二十日	九十八億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十八回）	二・一％	平成三十九年九月二十日	三十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	二・一％	平成三十九年十二月二十日	四百二十八億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三回）	二・三％	平成四十年六月二十日	二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百五回）	二・一％	平成四十年九月二十日	十七億円	
利付国庫債券（二十年）（第百六回）	二・二％	平成四十年九月二十日	二十三億円	
利付国庫債券（二十年）（第百七回）	二・一％	平成四十年十二月二十日	六十一億円	
利付国庫債券（二十年）（第百八回）	一・九％	平成四十年十二月二十日	四百七十四億円	
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	七百七十六億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	二十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十七回）	一・九％	平成四十三年三月二十日	七十八億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十回）	一・八％	平成四十三年九月二十日	三十億円	
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	九億円	

○財務省告示第二百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年七月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百五十七回及び第三百六十回）、利付国庫債券（五年）（第百十三回）及び利付国庫債券（十年）（第二百九十一回、第二百九十四回、第二百九十五回、第二百九十六回、第三百八回、第三百十回及び第三百十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で千九百九十三億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　二千七十六億百三十八万五千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年七月十一日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額×発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み